

申請の手引き

～精神科認定看護師の資格の再取得～

1. 一次審査（再取得資格審査）について
2. 二次審査（再取得審査）について

1. 一次審査(再取得資格審査)について

1) 申請期間

毎年4月1日～4月10日とする。

2) 申請書類

再取得に関する一次審査を受けようとする者は、申請期間内に下記の申請書類を理事会に提出する(表1)。なお、書類に不備がある場合は受理しない。

表1 精神科認定看護師の再取得に関する一次審査の申請書類

1) 精神科認定看護師再取得申請書(一次審査)(様式30-1)

2) 理由書(様式31)

資格を喪失した経緯・理由及び再取得をめざす理由について800字から1000字程度で記載すること。

3) 推薦状(様式32)

4) 看護師免許証のコピー(A4サイズにコピーすること)

3) 書類の記載について

(1) 推薦状の記載は、現在の職場の直属の上司に依頼する。

(2) 提出にあたっては、記載者により厳封する。開封されたものは無効とする。

(3) 自身が所属長など職場の管理者である場合は、法人の代表者等に記載を依頼する。

(4) 自身が法人の代表者である等で上司がいない場合は、推薦状の「申請者氏名」に記入し、「確認」欄にチェックを入れる。

4) 申請書類の提出について

郵送にあたっては、配達状況を確認できる特定記録郵便やレターパックなどを利用することを推奨する。申請書類の配達状況に関する問い合わせは受け付けない。

5) 再取得申請料について

・上記の書類を受理した後に送られる振込用紙により期日までに支払う。

・書類を提出した時点で入会をしている場合、および入会手続き中の場合は会員価格とし、入会をしていない場合は非会員価格とする。

・一次審査において、再取得資格が認められなかった場合であっても返金はしない。

6) 審査結果

一次審査の結果は、本人へ書面により通知する。

7) その他

- (1) 一次審査に合格した場合、二次審査を受けることができる。二次審査の詳細は、本人へ書面により通知する。再取得資格が認められなかった場合は、二次審査を申請することができない。
- (2) 資格の再取得においては、精神科認定看護師制度ガイドブック令和6年改訂版（P64）で提示している「新型コロナウイルス感染拡大による令和2年度特例措置について」は適用されないため、二次審査までに直近5年間の看護実践時間や活動実績が更新要件を満たしていることが求められる。

8) 提出先について

〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7階
一般社団法人日本精神科看護協会 再取得審査係

9) お問い合わせ先

一般社団法人日本精神科看護協会 認定事業担当
TEL:03-5796-7033

2. 二次審査（再取得審査）について

1) 再取得の要件

- (1) 再取得に関する二次審査の申請にあたってはその申請期間までに、再取得の要件を満たすことが必要である。（表2）。

表2 精神科認定看護師の再取得の要件

- 1) 資格喪失理由が第9条①～③に該当する者の再取得の要件とは、「再取得の申請期間までの直近5年間に更新の要件を満たしていること」である。
- 2) 資格喪失理由が第9条④、⑥に該当する者の再取得の要件とは、「再取得の申請期間までに理事会が必要と認める研修・試験を受けること」である。

(2) 精神科認定看護師制度改正における変更点について

令和7年度の制度改正により、更新審査の要件が変更になった（精神科認定看護師制度ガイドブック暫定版 P.21-22参照）。そのため、実績の算出期間や得点の計算方法は以下の通り変更となる（図1）。また、更新申請にあたっては、必須項目が定められた（表3）。

①活動期間、研修・研究活動等報告書の合計得点の算出方法

- 令和6年度までの活動実績は、精神科認定看護師制度ガイドブック令和6年改訂版（P40～P56、P66～P71参照）（以下、令和6年ガイドブック）に基づいて管理し、令和6年ガイドブックで提示している様式8-1の活動実績ポイント換算表により得点を計算する。
- 令和7年度以降の活動は、研修・研究活動等報告書により得点を計算する。
- そのうえで、令和6年度までの得点と令和7年度以降の得点を下記の「得点の計算方法」に基づいて合計得点を算出する。この合計得点が50点以上であることが必要である。

	再取得に関する活動期間	5年前	4年前	3年前	2年前	1年前
令和7年度申請	令和2年11月～令和7年10月	活動実績ポイント換算表 令和2年11月～令和7年3月				令和7年4月～10月
令和8年度申請	令和3年11月～令和8年10月	活動実績ポイント換算表 令和3年11月～令和7年3月			研修・研究活動等報告書 令和7年4月～令和8年10月	
令和9年度申請	令和4年11月～令和9年10月	活動実績ポイント換算表 令和4年11月～令和7年3月		研修・研究活動等報告書 令和7年4月～令和9年10月		
令和10年度申請	令和5年11月～令和10年10月	活動実績ポイント換算表 令和5年11月～令和7年3月	研修・研究活動等報告書 令和7年4月～令和10年10月			
令和11年度申請	令和6年11月～令和11年10月	令和6年11月～令和7年3月	研修・研究活動等報告書 令和7年4月～令和11年10月			
令和12年度申請	令和7年11月～令和12年10月	研修・研究活動等報告書 令和7年11月～令和12年10月（必ず必須事項を含む）				

年度	計算方法	得点
①令和6年度までの活動	現行制度の活動実績ポイント換算表で計算した合計得点の半分	●点×0.5
②令和7年度以降の活動	研修・研究活動等報告書で計算した合計得点	●点×1

図1 再取得の要件として指定される活動期間について

②再取得審査における必須事項について

令和11年度の申請までは移行期間であるため、必須事項を含まなくても差し支えない。
令和12年度以降に申請を行う場合は、必ず必須事項を含むことが求められている。

表3 必須事項について

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 研修・研究活動等報告書の合計得点が50点以上であること2. 以下の必須事項を含む<ol style="list-style-type: none">1)「研修会」「研究活動」「社会活動」の 大項目のうち、2つ以上の項目を含むこと2)以下のいずれかの内容を1つ以上含む<ol style="list-style-type: none">F 精神科認定看護師を対象にした研修会(本部主催)G 学会・研究会発表 筆頭者H 学会・研究会発表 共同研究者I 学会主催者からの依頼による講師・演者 |
|--|

2) 申請書類

一次審査の結果通知に示された申請期間内に指定された書類を提出する。

3) 審査について

- (1) 二次審査は提出された申請書類により認定審査会において審査し、理事会が決定する。
- (2) 審査結果は、文書にて本人宛に通知する。理事会において再取得が認められなかった場合や、研修・試験で不合格となった場合は、再取得することができない。